

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和二十七年二月二十二日(金曜日)午
前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君

委員 黒田 英雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
大野 幸一君
下條 恭兵君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村禮八郎君

衆議院議員

政府委員

大蔵省主税局長 平田敏一郎君
事務局長 中村 純一君

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 川口 頼好君

衆議院法制局側
参事(第三部長)

本日の會議に付した事件
○企業合理化促進法案に関する件

○理事(大矢半次郎君) これより第十
六回の大蔵委員会を開会いたします。

企業合理化促進法案に関する件につ
きまして、衆議院の衆議院議員の中村
君及び衆議院法制局第三部長の川口君
がお見えになつておりますからして質

疑をお願いいたします。

○小林政夫君 先般通産、大蔵連合委
員会においても簡単に触れたのであり
ますが、この企業合理化促進法案を見
ますと、いろいろ書いてはあります

が、一応最も法案の狙いというか、主
なところは附則の租税臨時措置法を一
部改正して、初年度において特別償却
五〇%やるといふことが一番狙いとい
うか、一番の狙いではないにしても、
とにかく法案全体としてのそれが実質
的なことになつておるのです。而もこ
れは十二国会に提案された法案であり
ますが、当時十二国会においてはやは
り租税臨時措置法の一部改正案が政
府から提案されて本委員会において審
議されておる。この法案は議員立法
で中村さんほかの御提案になつてお
りますので、提案者は違つております
が、併しそういった同じ国会において
同じ法案、租税臨時措置法の一部改正
という狙いを持つたことが、法案の名
前が企業合理化促進法案になつておる
關係でその附則で定められておる。

而も通産委員会にかかると、一方は大蔵
委員会では審議するといふような恰好が
いいものであるかどうか。そういう点
について提案者並びに川口さんの御意
見を伺いたいと思ひます。これは将来
の議員立法等においてもそういうつま
ちまちな同じ税法の改正、而も同じ法
案の改正案が個々の、一方は通産であ
り、一方は大蔵であり、又場合によつ
ては農林といふことにもなりかねない
ことも考えられる。そういう点につい

てどういふ御見解をお持ちであるか伺
いたいと思ひます。

○衆議院議員(中村純一君) お尋ねの
点は一応御尤もに考えるのでございま
すが、この合理化促進法案は申上げる
までもなく、法案全体の目的と申しま
すか、狙いといつたしておりますところ
は、如何にしてこの企業を合理化して
行くかといふことが申上げるまでもな
くこれは狙いでございまして、而してそ
の内容といたしましては、御覽の通り
或いは試験研究等に対する補助金を支
出す問題、又只今の特別償却の問
題、そのほか企業に關連しますところ
の公共施設をどうするかという問題、
或いは原単位の問題、或いは中小企業
の指導に關する問題等諸般の内容を持
つておるものでございまして、これら
を併せてこの企業の合理化を促進した
いといふことを以てこの法案の立案の
趣旨といたしておるのでございませう。

而して又御指摘のごとく、これらの各
種の方法手段の中におきまして、特別
償却の問題はこれは最も有力なる一手
段であらうとは考えますが、只今申上
げましたように、内容に盛られており
まするいろいろの問題のこれは一つで
あります。従つてこれを合理化促進の
実体をなしておる一部でございする
ので、この法律を以て形式的にはこれ
は租税特別措置法を改正しなければな
らん關係にありましますので、この法律
によつて改正することにしたしたので
ございませう。又当時租税特別措置法が
政府提出として提案されておつたとい

うことでございませう。けれども、その
当時提案されておりました租税特別措
置法の改正案の持つておりました内容
と、ここにこの企業合理化法案におい
て取上げました租税特別措置法の改正
案の内容とは別個の狙いと申しまし
ますので、かような形において御審
議を願つておる次第なのでございま
す。なお詳細の点につきましては御必
要がありますれば、法制局のほうから
御答弁申上げたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(川口頼好君) 中
村議員の只今の御説明に敷衍いたしま
して、私法制局でこの案の立案を補佐
いたしました關係上、少々補足をさし
て頂きたいと思ひます。

お尋ねの要点は大体三つに亘るかと
思ふのでありますが、第一点の附則
になぜ……立法形式上附則でこうい
うものかといふ点かと考えますが、こ
の点は結局程度の問題でございまし
て、実例といたしましては、本則たる
本法と形式的に關連のあるものだけで
はございませんで、言わば政策上実體
的に關連があるものを一連の關連ある
ものとして一つの法案にまとめること
は慣例上最近やつておりました、従
いまして、その場合に實質的にどれだけ
の關連性があるかといふことは只今中
村先生からお述べになつた通りだと考
えております。

第二点の問題は、たま／＼政府提出
で當時同じ租税特別措置法の一部改正

案が出ていたのに、なぜ一緒にしなかつたかといふ点でございませうが、これ
は今お話の通りでありまして、實質的
にこの内容も違つておりまして、且つ
や詳細に申上げますと、當時司令部
との交渉關係その他からしまして、こ
れを一緒にすることに技術的にやや
困難性がありまして、立法の審議が他
方に影響を及ぼすような結果にもなり
かねないといふことを顧慮いたしまし
て、これを別件として採上げた、こ
ういふ次第だと考えます。

それから第三点は、こゝいうふうな
形式をとつた議員立法におきまして、
この常任委員会制度と關連いたしまし
て、同じような法律案がいろいろな委
員会にまち／＼にかかるようなこと
になりはしないかといふ点でございま
すが、これは確かにこの常任委員会制
度との關連におきまして一つの問題で
ございまして、その意味で特に重要な
理由のない場合におきましては、成る
べくは常任委員会制度の建前を尊重
いたしまして、別々に、ばら／＼になら
ないようになつて注意することが私ども
立案に當るものの事務的の補佐の責任
だと考えております。ただこの密接な關
連のありましますのは、又他方面の便宜
から申しますと、同一の委員会では審議
して頂いたほうが効率的と申しますか、
といふふうなことも考えられまして、
で、以上申上げましたようなことで、
この案では一応これを一体として起草
いたしましたといふことを申上げま

○小林政夫君 三点の最後の、常任委員会の方と云うことについて一番問題なのですが、御起草の趣意はわかりましたが、これを切離して租税臨時措置法の一部改正案は改正案としてこの法案と切離して特に附則に入れてあるような関係でもあるし、全然切離して別途今の渉外関係があつて、前の政府提案のものと一緒にするのは困るという事、このことも了承できるのですが、まあ一応了解が得られて法案として成るとした場合に、切離して又重ねてこの租税臨時措置法の一部改正という事はこれは何回もあることなので、この前の国会においても一方で、それは継続審査の問題でありました、或いは土地収用関係の補償金に対する課税の問題で、租税特別措置法の改正案が第九国会から継続審査になつて一方においてやつておる、又別途政府から租税臨時措置法の改正案が出たという事で、切離して提案をなさるといふことでは何か支障があつたわけですか。

〔理事大矢半次郎君退席、委員長着席〕

それからもう一つ敷衍しておきますが、こういう一連の企業合理化政策に關連しておるので合理化全体を問題にして審議したほうがわかりやすいというか、審議しやすいという点もあるでしょうが、租税臨時措置法の中にはすでに普通の償却とは、五割増して償却をするというふうな、特定の設備については……ということもきめられておるんですね、そういうことが、別に当時の審議の経過はつまびらかに私は存じませんが、併し税法の改正として

扱われておる、単独に……、という点から考えますれば、附則に盛り入れておるものは別途法案を別に出されて然るべきじゃないかという氣もするのです。

○衆議院法制局参事(川口頼好君) 中村議員の御指名によりまして私答弁いたします。この常任委員会の審議のこれを徹底して申し上げますならば、関連性がありまして個々具体的にこれを全部分制してやるのが一番合理的でございますけれども、先ほど申し上げましたように一体にする場合もあるわけでございます。結局特にこの法案におきましては、この特別償却ということが非常に重大な手段の一つになつておるといふことは事実でございますが、にもかくにも企業合理化促進法という角度から一体性を持つておりまして、その意味でここで一体にしているのじやなからうか、なおこの非常に極端な例でございます。恐縮でございますが、或る法律ができた場合に、関係法律の非常に多岐に亘るような法案を起草いたします場合には、殆んどその委員会本来の所管に属すべき四つ、若しくは五つくらいのもので一括してやりまして、そうして本法を審議された常任委員会にこれが付託になるといふような慣例になつておりました、これはいわば極端な例でございますが、昨日からちよつと調べました例で、形式的な整理ではないもの、而も実質的には関連性の点で一体になつていふという例をちよつと探して見ますと、例えれば生活保護法という本法がございまして、これにその生活保護法の本文の論理的な帰結とちよつと申しにくいところの、やや政策的な関連性

があるという面においてのみ一体性になつたのであると思われるような条文が、附則で社会保険診療報酬支払基金法の一部改正というものが附則としてなされております。同様な意味で開拓者資金融通法の場合に農業災害補償法の附則改正をやつております。それから賃屋営業法には公益質屋法の改正がなされております。で結局、この関連性の度合の問題、及び独立して別にすべきかどうかという程度の問題に帰着するかと云うのでありますが、それを先ほど中村先生がお述べになりました趣旨でこの場合一緒にしたような次第でございます。

○大野幸一君 この法案は私もまだ研究して見ませんが、これによつて減税のことが相当想像されるのですが、一体この法案実施によつて租税収入減といふものは総額どのくらいになる見積りですか。

○政府委員(平田敏一郎君) この企業合理化促進法案に基きます業種と設備の種類は政令等で指定することになつておりまして、その見込みのものをお手許にお配りしておいた次第でございますが、その通り大体行くといひますと、課税額で十八億九千万円、二十七年年度予算では若干その当年収入という関係がありまして、そのたしか八五〇程度が減収になると思ひます。

○大野幸一君 この法案では事業者の減税ということが考えられておるだけですか、事業者に対する課税の減が……、というのは、例えれば学者或いは技術者というふうなものに対する給与課税を減税するというようなことも考えられておるのがあるか、こういう

点について。

○政府委員(平田敏一郎君) 今申し上げましたのは、もつぱら合理化促進法の第六條に、一種の特別償却ですね、特別償却の制度の施行によりまする年度の減収額ということでございます。で、その他の問題は又別の問題と考へる次第であります。

○大野幸一君 これは提案者に聞かなければいけない。提案者は一体……私の聞きたいところは、こういう合理化に対する研究、學術研究、或いはいろいろな技術者の方面に対して一体技術者はど氣の毒なものはない、というのは比較的恵まれない、比較的薄給である。而も大学の教授なんというものは生活状態などを考慮すると、どうしてもその方面を保護して行かなければならないと思ふのでございまして、そういう点についてはこの法案を立案されるときに考慮されなかつたかどうかという事です。

○衆議院議員(中村純一君) この法案で取上げました対象と申しますか、範囲は、企業として動くもの、その場合の範囲のものを対象として取上げておるのでございまして。そのもう一歩手前にはあります基礎的な研究、企業にまだ入る前の學術的な基礎的な研究の面についてのお尋ねかと考へるのでございしますが、もとよりそれは極めて重要な事柄であらうと思ふのでございまして、その面におきましては、別途これは主として文部省関係の事柄になると思ひますが、私も今詳しいことは存じませんが、いろいろと基礎的研究に対する助成方策は別途の方法において講じられておるように承知をいたしておる次第でございまして、この

法案といたしましてはそこまで手を拡げることなく、つまり企業に入るものの範囲において合理化の促進を考へた次第でございまして。

○大野幸一君 この企業合理化がされて、なお大衆の生活が向上するか、又生活が安定するかという事は、これは別問題であつて、私学生時代であつたか、松岡洋右という人が講演された、一体エンジン・ドアが發明されて、それによつて失業者ができては何にもならないじゃないかというふうな講演をされたことが今でも耳に残つておるが、そういう意味において合理化が全体国民の福祉を増進しなければならぬと思ふが、合理化と失業問題等についてはまだこれはそういうことを全然考へていないので、この法案の目的とするところは或る一部の事業家のために何とか減税をしようという単なる狙いのようにも考へられてならない。その点については合理化と失業問題という点についてはどういふふうでございましておるか。まあ合理化さえできれば経済の自立はできると、こういうふうに一直線に考へられたのかどうかという事です、その点についてお答えを願ひたい。

○衆議院議員(中村純一君) これは先ず何と申しまして調和成立後の眞の独立日本を築いて行きます上から申しますならば、日本の重要な企業が國際的なレベルに達するところの能力、國際競争に打ち勝つだけの基礎がなければ眞の独立はこれは固に描いた餅になるのではないかと考へられるのでございまして、その意味におきまして、どうしてもこの日本の企業をこの

際においてできるだけ早い期間にできるだけ国際的レベルに達せしめたいと考えたことが、この法案を考えさせた根本的な立場なのでございます。

而して又、今お尋ねの企業のいゝゆる合理化、能率化に伴つて失業問題の發生があるのではないかというお尋ねでございます。これも御尤もだと思つてでございますが、私どもは只今御引例になりましたエンジン・ドアの發明、或いは成るほどそういうものの發明、合理化によりまして、一時的にその職種に携わつておるものの必要がなくなるといふことはあつたかも知れませんが、決してその後において日本の鉄道の従業員は減少はいたしておらない状況でございます。長い目で見て考えますならば、新らしき發明又企業の能率化

に伴つて、経済の発達がありまするために、新しい労働需要を喚起するといふことが当然これに随伴して参る問題であると考えるのでございます。併しながら過渡的に部分的に失業の現象がそれは起らんとも限りませんので、又それに對しましては、これは別途に失業対策、社会政策等の方面の諸施策を十分にこれは政府としても充實をさして行かなければならない問題と考えておる次第でございます。私どもは長い目で見ますならば、これは結局日本全体の繁栄になる問題である、かように確信をいたしておる次第でございます。

○大野幸一君 最後のお言葉は、これは日本全体の国民の繁栄になる、こういう意味の前提において私は了解いたしますが、そうすると、この産業の中には、むしろ日本全体でなくて人類全体のためになるような産業でなければならぬので、これを悪用して軍需産業

業に対する研究合理化などというようなもので、却つて人類を害するようない方向に向う産業はこの対象にならないということとは明言できるかどうか。

○衆議院議員(中村純一君) この法律において予定されております対象のものに於いて事業は、第一には基礎的な産業、第二には第二次製品の面における産業でありまして、これが広く国民経済なり国民生活なりに広範囲の影響を持つような産業につきましてはできるだけこれを取上げて行きたい、又日本の輸出振興の面から役立つような産業についてはこれも極力取上げて行きたい、かような広汎な意味においてこれを考えておりますので、特定の産業についてのみどうするということ考へは持つておりません。

○木村薩八郎君 主税局長にちよつとお伺いしたいのですが、先ほど程度の問題ということでありましたが、十八億九千万円の減収が見込まれる、こういうお話でしたが、その税については、まあ全体の税収入、そういうものとの関連において考えなければならぬないので、合理化して頂いても、それによつて全体の税収に著しい影響があるつては無論ならないわけでして、主税局の立場としてはこういう立法の仕方はどういう考えですか、僕たちはやはりさつき小林氏が言われたような形で出されるのが本当であつて、税収全体

とも脱み合せて我々考える必要がある
ので、勿論これは不必要というわけじ
やないのです。出し方についてはやは
り如何に産業合理化が必要であつて
も、税収全体と脱み合せないでそうい
う著るしい減収になるものを簡単に
出されちやたまりません。そういう
観点から

から主務局長のほうの御意見を伺いた
いのです。

○衆議院議員(中村純一君) 主務局長
の答弁をお求めになつておるのでござ

いまするが、その前に一言提案者の立場から申上げておきたいのでございます。これは成るほど議員立法でございますが、仰せのごとく租税面にも關係のある問題でありますので、私どもが提案をいたしますまでは政府部内の關係者とも十分協議いたしました上で成案を得て提案をいたしておりますので、その点だけを申上げておきたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今のお尋ねの問題でございますが、最初に私からもちよつと前提となることだけ申上げまして、あとで意見を申述べさせていただきます。

して頂きますが、本案につきましましては、結局今中村さんからもお話になりましたようないろ／＼ないきさつがありまして、このように決定いたしておりますので、本案につきましては、何ら今私とも反対とか、形式等につきまして考えを持つておりません。本案につきましては、これでいいじやないかというように考えておりますが、ただ一般的な議論としまして、若干そういうことに關する見解を少し述べさせていただきます。なお今後のこういう法案の参考の一つさして頂きたい、そういう意味で申上げるということを御了承

願いたいのであります。

そういう見地から考えまして、私どもやはり租税政策を考えます場合におきましては、他の産業政策、或いは金融政策、その他いろいろな観点と相關連しまして考えておるのでございます。ただ主税局におきましては、税金

を何とがして余計取らうとか何とかい
う考えだけでなく、税制としまして、
如何にすれば一番その当時の財政政策
その他の諸般の政策と適合した制度が

できるかということを考えまして、租税政策を考えておる、従いまして、そういう場合におきましては、成るべく今木村さんの御指摘の、先ず第一国庫に対してどういう影響があるか、これが一つの問題、それからそういう措置が他のいろいろ考えておりますところの措置との関連はどうであるか、或いは非常な行き過ぎになるかならないか。それから負担の公平の見地から行きますと、一体他の租税負担の状況と睨み合せてどうか。こういう見地からやはり私はこういう問題は大きいと考えられて然るべきじゃないか。従いまして、

私どもはやはり租税として行きます。以上におきましては、やはり租税政策の一環としてこういう問題は取上げて考えるようにしたい。そういう際におきまして、何も大蔵省或いは主税局が独善的にきめるというのではなく、やはり各省における、或いは国会の皆さんの御意見もよく勉強いたしまして、できる限り妥当な案を作るということに苦心をいたしております次第でございますが、そういうような見地からいたしまして考えますと、どちらかと申しますと、やはり租税の一貫性といえますか、租税政策の一貫性

という点から考えますと、まあ私どもはこういう措置は他の政策に重要な影響があります、やはり租税特別措置法のよな改正で行くようなほうがいい、そういう意味を、相当意見を申し上げまして、その結果がやはり附則で租税特別措置法を改正する、そこまで話

が行つておるわけでございます。又税務行政の見地から行きまして、各方面の法律の中に課税の賦課徴収に関することが入つておりますことは、ど

うもやはり行政的見地から言つても面白くない。或るべく税法に一貫して規定するほうがいいという考え方をとつて、おる次第でございます。従いまして、将来の問題といたしましては、私はできる限りこういうような問題は、各税法が、或いは租税特別措置法みたいなものの改正としまして提案いたしまして、これは私どもの所管ではございませんが、そういう問題について御議論のありますところのこの大蔵委員会にかけるというのが普通の行き方ではないかというように考える次第でございます。ただこの問題は、先ほどから

お話がありましたように、産業合理化という線から、又いろいろな総合計画と申しますか、総合的な施策を考える、これもまあ確かに一つの考え方でありまして、全体の合理化政策の中でこういう租税政策が果してどういうウエイトを持つてどういう考え方で行くかという問題になりますと、やはりそういうまとまった法案の一つとしてこういう措置が考えられて行くというのも、これもまあ私はやはり一つの考え方であると思うのでございまして、それが絶対に常にかんというわけのものでもあるまい、今回はこの産

業合理化という政策が非常に国会の重要な政策の一つとして取上げられまして、そういうものの一環として特にこの措置を重要視したいというような点がございましたので、本法にもそれと同じ類似的の規定を設けまして、措置法の改正と二段構えと申しますか、やや

重複の嫌いがあるのでございますが、両方で行くような立法の形式、これも必ずしも不適当だとは言えない、問題はどちらが悪いのかという問題ではないかと考えます次第でございますが、ただ政府としまして一言なお附加えさせて頂きたいのは、本当は収入に大分響くのであります。予算に重大な関係がございまして、極く微細なものでしたから大して問題はないと思うのでございしますが、十何億も響くというふうな事業は、できずれば政府手当てと申しますか、そういう方向が望ましいのじやないかというふうに考えておる次第でございます。ただ勿論今申し上げたような点も確かに考えられますし、まあ今回といたしましては提案者の非常に熱心な合理化の要請と申しますか、まあそういう点が考えられましたので、私どもとしましては特別のその異例というふうな意味におきまして、実は賛成いたしましたような次第でございます。従つて現在のところこの原案に対してこういう形式に反対でも何でもございせん、賛成でございます。併し将来の例としましては成るべく大蔵省の主税局の立場といたしましては、こういう例が余り例にならないようにして行きたいというところはこの際意見を持っておりますことを附加えさせて頂きたいと思ひます。

○木村義八郎君 ともかく大蔵省主税局の立場としてはわかりましたが、お話のようにこれはまあ全体のいへ、均衡の關係からそのプラス、マイナス、これを比較照応して考えなければならぬのですが、特に今度法人税の改正が問題になつて、この前ですか改正されたのですが、そうして三割五分

から四二%に引上げられた。そのときにこの法人税の引上げは法人と中小法人に対する均衡關係が問題になつたのです、御承知のように。それで殊に大法人にはこういう償却のいへ、な措置が与えられて、それから地方税に於いても今度減税されるようですけれども、結局法人税の引上げというものは中小以下の法人に大きく負担が増加する。そういう場合に十八億、約十九億に上るこの法人税の減税措置が今の合理化法案に現れてゐるようなところではこれは大法人である、大体において、そういうところにおいてこの減税措置が特に講ぜられて行くことはこれは税の負担の均衡の点から言つても、やはり租税政策の全体の上から考へなければならぬのであつて、こういう形で出て来ることは私は適當でない。それで主税局長の先ほどのお話もありましたので、これは今後の例になるようでは乱れると思うのですよ。そういう意味で好ましくない。これはまあ意見になりましたから、御答弁は要りませんが、最後に私はただ一つ中村さんにお伺ひしたいのですが、この合理化促進法案で予定されているいへ、な新らしい新規設備、これが私ども参考資料にして渡されておるのですが、こういうものの機械の多くは輸入に仰ぐもので、或いは又こういう機械は大体国内で作られるものと考へられておるのですか。

○衆議院議員(中村純一君) その差上げであります資料は本法の六条の規定によりまして、政令で以て対象となり得る業種並びに機械等をきめることに相成つております。従ひましてそれは政府の責任においてまあきめる形になつておるのでございます。私も実は詳しいことはよくわからないのでございしますが、輸入のものもあり得るし、国産のものもある。どつちが多いか、それは一つ政府のほうから御必要があるなら答弁をさせたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ほどの法人税の増税との關係におきましてお話がございましたので、若干説明しておきたいと思うのでございしますが、私どもこの償却の制度につきましては相当地は大幅な実は特例でございまして、この償却による減税というものは實質的に見ますと、いつかは経費の引くやつを少し先にみるというふうなものでありまして、実は私ども租税政策の上で産業政策その他との關連において考慮するとなれば、やはりこの償却のような方法で考慮するのが一番どころかと申しますと、負担の公平という見地から行きますと、調整がしやすい一つの行き方ではないか。それで免稅しつばなしの場合でございまして、まあ能力のあるものに免稅して不公平ではないかという議論になるのでございしますが、償却の問題でございまして、将来経費として引くべきものを先に経費と

の他におきまして實質的な差が出て参ります。そういう措置をやることによりまして企業の内容が相当堅實化されるというふうなことになるかと、まあ免稅收入の見地から行きますと、将来はそれだけ担税力が殖えて来るというふうな見地にもなりますので、産業政策の租税政策との調整を図る場合におきまして、償却の制度を相当活用

するということ、これは私一つの行き方ではないか、その場合におきまして、お話の通り、主として大企業の場合がこの利益を受ける場合が多いと思ひますが、そういう今申し上げたような点がありまして、それによりまして日本の基礎産業、重要産業等が育成されて、その結果は非常に国民経済全体としてよい効果を持つこととありまして、まあやはり若干の負担の公平の問題はそこは歩を譲りまして、やはりこのような政策をとるときに必要に応じてつゝ行なつたほうがいいんじやないかという考えで、実はこの案に賛成をいたしている次第でございまして、それから機械の内容でございしますが、これは大体現在租税特別措置法の規定によりまして指定しておりますのと大体同じでございまして、事業の種類によつて大部分輸入機械に仰ぐ場合と、それから国内で調達する場合と両方あるかと存じまして、必ずしも外国で調達するものばかりではないと存じますが、非常に具体的な点でございしましたら、もう少しよく調べましてお答えしてもよいと思ひますが、両方あるというふうにお考えになつていいんじやないかというふうと思つております。

○油井賢太郎君 木村委員の質問に關連して……
○委員長(平沼彌太郎君) どうでしょう。内容は第二にいたしましたので、この法案のきまりを付けちまつて、それで如何なものでしょうか、この改正の法案について小林委員からの御質問の、これは通産と大蔵に二つに分けるかどうかというふうなことの根本問題について片付けてしまつて、その内容

に觸れて頂いたら……
○油井賢太郎君 それはいいんですけれども、それはちよつと根本的に重大な見地が木村委員から提案されていることがあるんですが、政府側の意見をはつきり聞いておきたいことが一つある。簡単なことです。
○委員長(平沼彌太郎君) それじやどうぞ。
○油井賢太郎君 それは法人税の値上げに際して大企業は一向こたえなく、中小企業だけが非常に値上げに対して影響が大きかつた、こういう点ですが、主税局あたりのほうから見て實際にそういう点があるんですか、これは明確にしておくべきだと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) その点も少し敷衍して申し上げますが、まあこの特別償却の措置によりまして利益を受けますのは主として大企業が多いというところはこれは私否定するものではないと思ひます。併しこの措置自体が今申上げましたような租税負担公平の見地から行きますと、必ずしも免稅その他の措置を違ひまして、若干違つたものであるというところを申上げた次第であります。まあ先般いへ、な増税に關連しまして各種の措置を講じましたが、この価格変動準備金制度、こういうものは別段大小にかかわらず全般的に影響がある、それから退職積立金の制度も最初は労働協約を結んでいる場合に減税しようかと考へておりましたが、実情を調べて見ますと、中小の企業の場合には余り労働組合がないとか、或いは労働組合がありましても労働協約が結ばれていないとか、労働協約がありましても退職金に關する協約はまだできていない。こういう場合が大部分多いといふこ

とを發見いたしましたので、例の就業規則を定めまして、これを労働基準監督署に届出ました場合におきましては、これもやはり退職積立金を積立てた際に損金として認めるという措置をいたすことにいたしました。これは政令として公布いたしておる次第でございます。従つてそういう点から行きますとも、これは相当中小企業の場合もそういう特例措置が利益になる。それからなお貸倒準備金等につきましても大分率を引上げましたが、これも同様でございます。必ずしも大企業に対して非常に有利になつて、その他の中小企業はそれほどでないということは私はないと考えておる次第でございます。

○油井賢太郎君 私の開かんとするところは、法人税の値上げに際しての影響が大企業には大したことではなくて中小企業に非常に影響が大きかつたかどうか、この点なんです。

○政府委員(平田敬一郎君) 私が今申し上げたような次第で、必ずしもそうでない。大企業の中でも例えればいろいろの特典措置によりまして利用できるような企業、これはいろいろの意味においてそれだけ受ける資格があると思ひますが、そういう場合におきましては、これは相当増税になりましたら、減税である面も多いという面も出て来ると思ひますが、全般として大企業が非常に利益を受けたということとは、私どもとしてはそういうふうな結論付けることは正しくないと思ひております。

○油井賢太郎君 別の機会に譲ります。

○小林政夫君 最初の問題に帰ります。

が、先ほどの主務局長の木村委員に対する御答弁もなか／＼苦しい答弁のようには聞かれたのでありますが、そのときに触れたように、本文というか、第六條ではつきり「政令で定める」云々ということとでそれと織込んである。それにもかかわらずまだダブつて附則で言つておるといふ点について、この第六條があれば企業合理化法案自体としては十分じゃないか、従つて附則に織込んである租税特別措置法の一部改正というものは別途この法案から切り離して、単独に租税特別措置法の一部改正として提案されるべきである。又木村委員の言われたような問題もありまして、それからこういう特別償却ができるということとは相当収益状態のい産業である。併し国家的見地から考へるならば、近代化をするのは必ずしも儲かつている産業だけではないに、相当収益状態の悪い産業についても設備の更新をやらなければならぬという面もあり、総合的な／＼な判断をする必要があると思ひますが、税法の改正についてはどうも私は今までの御説明ではまだ納得できないのであります。これは将来の例にしない、この法案限りだというふうな意味にもとれますが、特に川口さんの御意見はどうですか。

○衆議院議員(中村純一君) これは先ほど主務局長からお答え申上げましたように二つの見方があると思つてございします。即ち一般論的にはそれ／＼の法律体系でやることを望ましいといふことは、これはもう私も提案者としても否定しないのでございます。ただこの場合は先ほど申上げましたように、合理化促進という大きなテーマ、角度の一部として、これは有力であ

ばあるほどなお現実的な緊密性というものが考えられますので、その見地からこれは一環の問題としてかような形における法案を作つたわけでありまして、それは又そういう見地から考へる場合において必ずしも否定しないんだというところは主務局長からも申上げた通りであります。つまり二つの見方があるわけでございます。でありますから、私も将来い／＼な問題が起きて来ます場合に、それは一般的な原則を尊重しつつその場合における具体的なケースについての判断によつてきめるべきことと思つております。が、私どもはこれを以て前例とするとか何とかという、そういう意思、そういう考へを持つてやつたことではないことだけはつきりここで申上げておきたいと思つております。

○小林政夫君 中村さんはこの案を提案されたので、将来何かほかの案を提案されるかも知れませんが、中村さんとしては前例にはしないといふことは問題にならない。アシスタント役である法制局のほうからそういう議員から立法を持つて来たときに、よくアシストしてもらわなければならぬ。そういう意味において特に法制局の考へをはつきり聞いておきたいと思ひます。

○衆議院議員(中村純一君) 今法制局からお答えを申上げるのであります。が、その前にちよつと一言申添えておきますが、先ほど木村委員のお尋ねに對して申上げた通り、私も議員立法ではあります。これは重要な問題でもあります。又関係省等もたくさんあります。立法前に十分政府内とも協議連絡の上立法いたしました次第でございます。又国会提案後におきましても、これはもう無論大蔵委員会を内証で素通りするわけには参りません。連合審査という方法もございまして、又かように本日のようにお呼出しを受けることもございします。当然これはもう関係委員会の十分な御審議を受けることを前提として立案いたしました次第でございます。その点ちよつと申添えておきます。

○衆議院法制局参事(川口頼好君) 仰せの問題は実は先ほどから申しておりますように、私も立案に當りまして、非常に苦心する点でございまして、特に国会が新憲法ができて常任委員会制度を採用しましてから今の問題は到る所に実は派生いたしました。実例で申しますと、これは衆議院立法でございます。電波監理委員会設置法の一部を改正するときに恩給法の改正をやつた。それから消防組織法の附則で公職選挙法を直した。それからこれは政府提案でございしますが、裁判所の附則で国家公務員法を改正しております。こういう例について申しますと、電氣通信委員会と人事委員会の関係、それから地方行政委員会と公職選挙法の特別委員会、それから法務委員

会と人事委員会、それから開港銀行法の下におきまして各種税法を改正いたしますときには大蔵委員会と通産関係の委員会、こういうふうな非常にどこかで標準、カテゴリーをきめるかということになれば、いろいろの關係はやや混乱するところがあるのであります。結局やはり程度の問題ということとで、どちらを主眼にするということ、単に抽象的なことであるのか、或いは具体的に成るほどその面から見たほうがその場合における重点としては適當であらうかというふうなことで考へるしかないだらうと思つておる次第であります。これは大蔵委員会だけに限りません。例えば法務委員会にしましなれば、司法關係の實體に觸れるような法律案を他の委員会の所管に付される場合には必ず抗議が起り、又通産委員会としましては、又ほかの委員会にかかると通産省の所管事項に密接な關係のあることがいろいろございまして、それとどうするかというところは、ちよつと法制技術面だけでは十分に尽せないところの大きな問題をばらんとおひまして、将来においてこれは一つ大きな問題ではないかと思つておひますが、まあ御参考になりますか、意見に亘りましたけれども、一応感想を申上げておきます。

○下條泰兵君 この法案はすでに連合審査が済んでおるので、当然論議されたことと思うのですが、私この際提案者に二点だけお尋ねしたいことがあり

ます。その一つは、今小林委員からもお話があつたように、企業を合理化するという点に對しては何びとも異論のないところがございます。しかし、決してそれを無視して考えたわけではないのでございます。

○下條議員 折角の法案でありますから、私はこの法案今提案者からも御説明があつたのですが、例えば開業銀行と云ふような機関を利用して、その資金の枯渇している産業でも企業の近代化ができるような措置が望ましかつたと思つておりますが、これはまあ私の意見としてとめておきます。

次に私のお尋ねしたいのは第十二条の問題で、「地方公共団体は、中小企業の合理化を促進するため、中小企業の申出に基き、三々という項があつて、そして括弧して交付金と書いてあるのですが、これも書く前に議論になつたことと思ひますけれども、今地方自治体が非常な財政難であることはもう申すまでもありません。で中小企業者が仮に診断を申出で、そうして診断した結果、設備の改善が必要だといふようなことになつたとき、補助金を出すようなことに一体地方公共団体は義務を負うのか、負わぬのかといふようなことに対して何らはつきりしておらんように思ふのですが、この点を一つお尋ねいたします。

○衆議院議員(中村純一君) その点は誠に御尤もと思つてございします。が、この企業を合理化いたしまする方策といたしましては、もとよりこの本法案に盛り込んであります範囲内だけでは足りないことは勿論でございます。即ち御指摘のような金融面における援助と申しますか、施策が大きなウエイトを持つてゐることは勿論でございます。が、私もここに取上げましたものは、主として技術的な面、設備的な面、或いは公共事業との関連における面、かような面を取上げて法律化したのでございまして、御指摘のやうな金融の面に關しまする事項は、法律問題もございしますが、それよりも行政操作と申しますか、行政上の指導と申しますか、そういう面にかつて来るものが大分多いのじやないかと思ふのでございします。従つてこれはこ

れとして、別に大きなテーマとしてこれは取上げて考へて行くべき問題であらうと考へておるのでございまして、決してそれを無視して考えたわけではないのでございします。

○油井賢太郎君 一点だけお伺ひしたいのですが、この法案は大蔵委員会にかつて参ります以上は、第六條のこの減価償却の特例、これが一番問題だと思ふのです。ところがこれを見ますと、先ほど主税局長から十八億九千万円という大きな税収の点については影響があるというお話があつたのですが、大蔵省の指定する業務として挙げられた産業を見ますと、大体皆大規模のものであります。従ひまして、相当大きな規模の事業者が利益を擧げていた際にはこの恩恵を十分に満喫することができるといふのが、例えば中小企業等においてどういふふうな指定された業務を営んでおつて、その設備の改善を図りたいといふような場合には、恐らく経費が相当かかつて来る。第六條の恩恵に浴することは当然できないと思ふのです。そういう点を提案者並びに政府当局においては考へてないのか、そこにあるかどうか。中小企業等の方面にもこういう改善の際に何らかの特典を、若し減価償却といふやうな面だけでなく、ほかにも方法をお考へになつたかどうか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(中村純一君) この法律は建前といたしましては、企業の大小にかかわらずその条件が合致します限りは適用する建前と相成つておるのでございします。併し、ながら實際問題として

しておりますが、数千万円でございます。したか、一億にちよつと足りないくらいのお金で申訳ないと思ふのであります。が、予算として成立をいたしておりました、この条件に該当します必要なものに對してはそれから支出することにしたしておるわけでございます。

してこの第六條あたりの対象となりするものは、やはりそれだけの特別償却の仮に恩恵がありまして、償却して行くだけの能力がなければいけないわけでございます。で、實際問題として、大企業が多くなることになるのじやないかと考へられるのでございします。従つてこの中小企業が實際上恩恵を受けることが乏しい結果になりはしないかといふ御心配も誠に御尤もなことなのでございします。その問題は実は中小企業対策全般の問題に相成るわけでありまして、私からここで御答弁申上げるのが適當であるかどうかはちよつと疑問でございしますけれども、立案者としていたしましてこの法律を考へました場合に、その点も無論もう予測はいたしておりました。而して今も中小企業に對しましては、一番まあ問題は金融の面を見てやることであらうと思ふのであります。これはまあ今日政府といたしましていろいろと十分ではあります。が、諸般の施策を講じておるやうなわけでありまして、ここに中小企業庁の政府委員でもおられますけれども、詳しく御答弁申上げると思ひますが、立案者としていたしましては、その辺はできるだけ別途の方で中小企業をこの法律の恩恵を受け得るやうな措置、態勢を作つてやりたいといふことは十分に考へておる次第なのでございします。

○大野幸一君 ちよつと政府委員のほうへお尋ねしますが、この政令で指定するものといふものは、予算には当然拘束されて十八億何百という減収見積りを予算内においてやるべきであつて、それはおのずから予算に拘束されて指定せられなければならないといふこ

とになるのですか、どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでございます。先ほど十八億九千万円といふのは課税額の減収でございしますが、實際におきましては年度のズレ等が若干ありまして、その八五%、即ち十六億四程度二十七年年度の法人税の収入見積りからこの措置によりまして減るものとしまして、法人税の収入見積りを計算いたしておる次第であります。この業種の指定等につきまして少し調査が遅れましたのは、一つはこの果して適當であるかどうかといふ個別的な調査に手がかりましたのと、もう一つは、やはり予算等の關係がございしましたもので、前国会或いは前年中にはなかつた確定しがたい事情がございまして、今回大体見通しが付きましたので、お手許に資料として配付してございしますが、予算の上におきましては、当然それで減収を見込んである次第であります。

○小林政夫君 私はこの法案の内容についていろいろ質問すればいいのじやないかと思ふのですが、大体大蔵委員会といたしましては、通産と二回の連合委員会でも十分内容についても聴取したわけでありまして、私から要求をいたしましたこの第六條による指定事業の案も出たわけでございます。で、まあ強いて大蔵委員会としてやるとすれば、この指定した事業が適當であるかどうかといふやうなことが、まあ大蔵委員会としては内容の問題として討議が残つてゐるわけでありまして、本日といたしましては、この将来のことを考へてどういつた税法の改正がこういふ形において提案されることが適當であるかどうかといふことに私といたしま

とになるのですか、どうですか。

とになるのですか、どうですか。

とになるのですか、どうですか。

しては論議を集中して頂きたいと思うのであります。で、これは一応提案者並びに法制局、主務局長等の意見も聞いたわけでありますので、大蔵委員会としてどういふふうにこれを扱うかという点について、懇談を願つたら如何かと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今小林委員から、すでにいろいろ御意見も伺つたことですから、時間も経過しましたからこの辺で川口君らに対する質疑を打ち切つて頂きまして、懇談に移すというふうに、御質問ありますれば又通産委員会に行つて頂いて十分やれるのですから、そういうふうなところで打ち切つてよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼彌太郎君) ではそういうことにいたします。どうもお忙しいところ御苦勞様でした。

それではこれについての取扱について御懇談願ひたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

て。
本日の会員会はこれを以て散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁